

重 要 事 項 説 明 書

(介護予防・日常生活支援総合事業) 地域密着型通所介護

介護保険施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成18年厚生労働省令34号・36号に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 溪仁会
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北3条西28丁目2番1号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 谷内 好
電話番号	(011) 640-6767

2. ご利用施設

施設の名称	るすつ銀河の杜デイサービスセンター
施設の所在地	北海道虻田郡留寿都村字留寿都186番地18
管理者の氏名	管理者 佐藤 貴久
都道府県知事許可番号	0172200354
電話番号	(0136) 46-2811
FAX番号	(0136) 46-2822

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		備 考
	指定年月日	入居定員	
ユニット型指定地域密着型 介護老人福祉施設	平成26年4月1日	29名	3ユニット

4. 事業所の目的と運営の方針

事業所の 目的	要介護者及び要支援者（以下、「ご利用者様」といいます。）が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
------------	--

運営の方針	1. 当事業所において提供する（介護予防・日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。 2. 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、妥当適当にサービスを提供する。 3. 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。 4. （介護予防・日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護の提供にあたっては、（介護予防・日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。 5. （介護予防・日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。 6. （介護予防・日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 7. （介護予防・日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。
-------	--

5. 事業実施地域及び営業時間

（1）通常の事業の実施地域

留寿都村・喜茂別町全域

※ 上記以外の地域の方がご利用される際には距離に応じた料金をお支払いいただきます。

（2）営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（土日祝祭日・年末年始除く）
営業時間	8時30分 ～ 17時30分
サービス提供時間	9時30分 ～ 16時00分

6. 施設の概要

るすつ銀河の杜デイサービスセンター

敷 地		4,397.65 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
	延床面積	765.03 m ²
	利用定員	18名

改訂日 2025 年 4 月 1 日

(1) 主な設備

設備の種類		数	備 考
食堂及び機能訓練室		1	
相談室		1	
浴室	一般浴	1	
	機械浴	1	
	個別浴	2	
トイレ		8	

7. 職員体制（法令で定める職員配置を基準とする）

令和5年4月1日現在

従業者の職種	区 分		常勤換算後の人員	備考
	常勤	非常勤		
管理者	1名		1	生活相談員と兼務
生活相談員	1名		1	
看護師	1名		1	
介護職員	2名以上	1名以上	3.5	
機能訓練指導員		1	0.1	

(2) 職員の職務内容

職員の職種	職務内容
管理者	事業を代表し、業務の総括にあたります。
生活相談員	ご利用者様及びご家族様の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、（介護予防・日常生活支援総合事業）地域密着型通所介護計画に沿ったサービス状況の把握、相談及び援助を行います。また、地域の包括支援センターや介護支援事業所等他の関係機関との連絡・調整を行います。
介護職員	（介護予防・日常生活支援総合事業）介護計画に基づき、ご利用者様の心身の状況等を的確に把握し、ご利用者様に対し適切な介助を行います。
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。

改訂日 2025年4月1日

8. サービスの種別と内容

(1) 介護保険給付によるサービス（介護保険の1割自己負担）

サービスの種別		内 容
日常生活上の世話	食 事	ご利用者様の状況に合わせて食事の介助をします。
	健康管理	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
	機能訓練	身体機能の低下を防止するよう努めます。
	排 泄	ご利用者様の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	・入浴または清拭を行います。 ・ご利用者様の状況に応じて衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。 ・入浴サービスの利用は任意です。
	送 迎	ご利用者様の希望により、ご自宅と事業者間の送迎サービスを行います。
	介護相談	ご利用者様とその家族様からのご相談に応じます。
	レクリエーション	体操・音楽・ゲームや季節行事、外出行事を行います。
	その他	その他の日常生活に関する援助を行います。

(2) 介護保険給付外サービス

種 別	内 容	自己負担額
食 費	ご利用者様に提供する食事に要する費用です。	昼食 5 5 0 円
通常の事業の実施地域以外のご利用者様に対する送迎費及び交通費	通常の事業の実施地域以外のご利用者様に対する送迎費及び交通費です。	1 k mあたり 1 0 円
おむつ代	事業所側で用意したおむつを使用された際の費用です。	1 枚あたり ・オムツ 1 0 0 円 ・パット 5 0 円
レクリエーションやクラブ活動費	ご利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。	実 費
情報の開示	ご利用者様は、サービス提供についての記録を開示請求することができます。開示請求を受け、会議・委員会を通じて、開示の	実 費

	諾否を決定し、結果を書面により通知します。開示を写しの交付で行う場合、開示手数料が発生する場合があります。	
--	---	--

◎ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

9. 緊急時における対応方法

- (1) 職員は、サービス実施中にご利用者様の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

10. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについてご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設苦情等申立て窓口（佐藤）までお気軽にご相談下さい。

また、ご意見箱を設置しておりますのでご利用下さい。責任をもって調査、改善をさせていただきます。又、当法人では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご利用者様の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しております。

ご利用ご相談窓口

るすつ銀河の杜 デイサービスセンター	苦情解決責任者	木下 雄一
	苦情受付担当者	佐藤 貴久 0136-46-2811

第三者委員 (苦情申出窓口)	奥田 龍人	011-717-6001 (NPO法人シーズネット)
	大能 文昭	011-281-6113 (札幌市社会福祉協議会)

後志総合振興局	0136-23-1300
留寿都村役場	0136-46-3131
北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5175 (苦情担当)
高齢者・障がい者生活あんしん支援センター	011-632-0550 (福祉サービス苦情相談)

苦情（クレーム）受付の流れ

苦情申出人

ご利用者様、ご家族様、代理人、民生委員、事業所の職員等が福祉等サービスの提供に関する状況を具体的に把握している者)



改訂日 2025 年 4 月 1 日

苦情（クレーム）の受理

- ・ 苦情を受付けた職員は、その内容を傾聴し、苦情として受理します。
- ・ ご意見箱に投書された苦情は、担当者が内容を確認し苦情として受理します。
- ・ 公正・中立な立場として、第三者（第三者委員）が苦情を受理することもできます。

苦情への対応方法

- ・ 苦情受理者は、その具体的内容を定められた「苦情内容記録表」に記載し、当施設苦情解決責任者へ提出します。
- ・ 当施設では苦情の内容を確認し、苦情解決責任者へ報告し改善策と再発防止策を講じ職員への指導を実施します。
- ・ 苦情解決責任者は、苦情への改善策と再発防止策を苦情申し出人、又は第三者委員へ報告しご理解をいただきます。
- ・ 第三者委員が受理した苦情は、その内容を確認し、解決策の調整や助言を行います。

再発防止策

当施設では、毎月の運営会議にて苦情内容及び対応策や、苦情や事故に至らなかった事例（ヒヤリ・ハット）を検証し、職員全員で再発防止に取り組みます

1 1. 事故発生時の対応

当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者様のご家族、身元引受人等関係者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当施設に過失があった場合は、その損害を賠償します。

尚、サービスのご利用にあたっては、防ぎきれない事故等のリスクがあることもご理解下さい。

1 2. 個人情報保護

- （1）事業所は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者様やご家族様に関する情報を適正に保護します。
- （2）事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様やご家族様に関する個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- （3）あらかじめ文書によりご利用者様やご家族様の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- （4）事業所は、業務上知り得たご利用者様及びご家族様の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
- （5）個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、前項 10「苦情（クレーム）受付の

流れ」の規定を一部準用し迅速かつ適切な処理に努めます。尚、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。

(6)

北海道総務部法制文書課行政情報センター	0 1 1－2 3 1－4 1 1 1
国民生活センター	0 3－5 4 7 5－3 7 1 1

1 3. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組			あり
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

1 4. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「るすつ銀河の杜消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「るすつ銀河の杜消防計画」にのっとり年1回、昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、非常通報装置、カーテン(防災加工のあるもの)、非常用電源(自家発電機)、消火器、非常用照明を使用しております。
消防計画等	羊蹄山麓消防組合への届出日 平成25年 4月2日 防火管理者 木下 雄一

1 5. 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

サービス利用に関わるリスク	サービス利用中は、安全に配慮したサービス提供を徹底致しますが、防ぎきれない事故等のリスクがあることについてご理解下さい。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設内禁煙のため、喫煙はご遠慮下さい。尚、ご利用者様の病状や他のご利用者様とのトラブルの状況によっては飲酒をお断りする場合があります。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持金品の管理	ご本人様、ご家族様にて管理をお願いします。 (日常生活上の買物等に伴う少額の金銭の所持は可能です。)
宗教活動・政治活動	事業所内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	事業所内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

改訂日 2025 年 4 月 1 日

支払方法	※ 利用料のお支払いは原則、口座自動引き落としにてお願いします。		
	受付営業日	祝祭日を除く	月曜日～金曜日 9時～17時
	振込先銀行	北海道信用金庫 留寿都支店	
	店番号	118	口座番号 普通 0568681
	口座名義	社会福祉法人溪仁会 地域密着型老人福祉施設るすつ銀河の杜 理事長 谷内 好	

16. その他運営についての留意事項

- (1) 職員等の質の向上を図るため、次の研修の機会を設けます。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 定期的研修 随時
- (2) 事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 研修等を通じて、職員等の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
 - ② 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員等がご利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (3) 職員等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、ご利用者様またはご家族様から求められたときは、これを提示します。
- (4) サービス担当者会議において、ご利用者様の個人情報を用いる場合は、ご利用者様の同意を、ご利用者様のご家族様の個人情報を用いる場合は、当該ご家族様の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとします。
- (5) (日常生活支援総合事業) 地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、ご利用申込者様及びそのご家族様に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他のご利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供開始についてご利用申込者様の同意を頂きます。
- (6) 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、ご利用申込者様に対し自ら適切な(日常生活支援総合事業) 地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の(日常生活支援総合事業) 地域密着型通所介護の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。
- (7) 事業所は、(日常生活支援総合事業) 地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その方の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとします。
- (8) 事業所は、前項の介護保険被保険者証に、介護保険法第73号第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとします。
- (9) (日常生活支援総合事業) 地域密着型通所介護の提供を受けているご利用者様が、正当な理由なしに(日常生活支援総合事業) 地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽り

その他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとします。

(10) 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従事者に対し、ご利用者様にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しないものとします。
ここに定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。

17. 料金表

料金表 (1 割負担) ※負担割合が 2・3 割の方は、下表に 2・3 を乗した金額になります。

(1) 地域密着型通所介護の料金表

サービス内容	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金 (1 日)	6 7 8 円	8 0 1 円	9 2 5 円	1,049 円	1,172 円
入浴加算 I (1 日)	4 0 円				
入浴加算 II (1 日)	5 5 円				
科学的介護推進体制加算 (1 月)	4 0 円				
口腔機能向上加算 (月 2 回)	1 6 0 円				
若年性認知症利用者受入加算	6 0 円				
サービス提供体制強化加算 I (I) (1 日)	2 2 円				
介護職員処遇改善加算 I	ご利用料金の 9.2%相当額 (食費を除く)				

(2) 日常生活支援総合事業の料金表

サービス内容	通所型独自サービス 1	通所型独自サービス 2
基本料金 (1 月)	1,798 円	3,621 円
サービス提供体制強化加算 I イ (1 月)	8 8 円	1 7 6 円
科学的介護推進体制加算 (1 月)	40 円	
口腔機能向上加算 (1 月)	160 円	
介護職員処遇改善加算 I	ご利用料金の 9.2%相当額 (食費を除く)	

1 ～ 3 割負担に共通する加算

※ 介護職員処遇改善加算…下記のいずれかが算定となります。	
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数にサービス別加算率 (9.2%) を乗じた単位数での算定となります。
介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数にサービス別加算率 (9.0%) を乗じた単位数での算定となります。
介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数にサービス別加算率 (8.0%) を乗じた単位数での算定となります。

※ 介護職員処遇改善加算の算定要件について

イ 介護職員処遇改善加算 (I)

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除きます。）の改善（以下「賃金改善」といいます。）に関する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (3) 当該事業者において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地域密着型サービスを実施している事業所にあつては市町村長）に届けていること。
- (4) 当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事（地域密着型サービスを実施している事業所にあつては市町村長）に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。
- ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ② 次に掲げる要件の全てに適合していること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成20年10月から(3)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

イ（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ（7）又は（8）に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

イ（1）から（6）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ※ 食費は通常利用の方は全員対象となります（持参不可）
- ※ リハビリパンツ、パットは必要時お出しし、利用料と合わせてご請求いたします（ご持参される方はかかりません）
- ※ 入浴関連費に関しても利用料と合わせてご請求いたします（ご持参される方はかかりません）
- ※ この料金は法に定められた介護保険給付費単位数に地域単価 10 円を乗じたものです。
- ※ 利用料金は概算です。計算上の端数処理により金額が若干異なる場合があります。
- ※ ご利用者様の選択により通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者の対して行う費用（送迎）につきましては 1 k m～10 円徴収致します。
- ※ ご利用者様の選択による趣味教材費及び行事に係る費用につきましては、実費負担とさせていただきます。
- ※ 介護職員処遇改善加算の算定要件について

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

- （２）介護職員の賃金（退職手当を除きます。）の改善（以下「賃金改善」といいます。）に関する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- （２）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- （３）当該事業者において、（１）の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地域密着型サービスを実施している事業所にあつては市町村長）に届けていること。
- （４）当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事（地域密着型サービスを実施している事業所にあつては市町村長）に報告すること。
- （５）算定日が属する月の前 1 2 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- （６）当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- （７）次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。

① 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b a の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

② 次に掲げる要件の全てに適合していること。

- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b a について、全ての介護職員に周知していること。
- （８）平成 2 0 年 1 0 月から（３）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

イ（１）から（６）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ（７）又は（８）に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）

イ（１）から（６）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。